

岩手県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 上閉伊郡大槌町大槌第12地割字柁内168番の一部、169番の一部、170番、171番、172番、173番及び174番
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県